

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	飲食店営業	件	17,000	<u>18,400</u>	1,400

【備考】

改正前	改正後(案)
1 更新の場合にあつては15,000円、季節的又は一時的営業で営業期間が4月未満の場合にあつては3,300円とする。	1 更新の場合にあつては <u>15,200円</u> 、季節的又は一時的営業で営業期間が4月未満の場合にあつては <u>3,550円</u> とする。

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	件	10,200	<u>11,000</u>	800
	食肉販売業	件	10,200	<u>11,000</u>	800

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	魚介類販売業	件	10,200	<u>11,000</u>	800
	魚介類競り売り営業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	集乳業	件	10,200	<u>11,000</u>	800
	乳処理業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	特別牛乳搾取処理業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	食肉処理業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	食品の放射線照射業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	菓子製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600

【備考】

改正前	改正後(案)
1 季節的又は一時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては、3,300円とする。	1 季節的又は一時的営業で営業期間が四月未満の場合にあつては、 <u>3,550円</u> とする。

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	アイスクリーム類製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600
	乳製品製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	清涼飲料水製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	食肉製品製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	水産製品製造業	件	17,000	<u>19,000</u>	2,000
	氷雪製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	液卵製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600
	食用油脂製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	みそ又はしょうゆ製造業	件	17,000	<u>19,000</u>	2,000
	酒類製造業	件	17,000	<u>19,000</u>	2,000
豆腐製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600	

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
営業許可申請手数料	納豆製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600
	麺類製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600
	そうざい製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	複合型そうざい製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	冷凍食品製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	複合型冷凍食品製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	漬物製造業	件	15,000	<u>16,600</u>	1,600
	密封包装食品製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800
	食品の小分け業	件	10,200	<u>11,000</u>	800
	添加物製造業	件	23,000	<u>24,800</u>	1,800

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
食鳥処理事業許可申請手数料		件	19,000	<u>21,300</u>	2,300